## 建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年10月23日 開会 10時42分 閉会 12時10分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三 宅 文 雄 多 賀 信 祥 細 羽 敏 彦 坊 野 公 治 西 田 久 志 佐 藤 豊

4. 欠席委員名

なし

- 5. その他の会議出席者
  - (1) 議 長 坊 野 公 治
  - (2)副議長 大滝文則
  - (3) 事務局職員

事務局長和田広志事務局次長藤原靖和主 幹西本洋子 主任主事 塩出英也

- 6. 傍聴者
  - (1) 一般 0名
  - (2)報道 0名
- 7. 発言の概要

**委員長(三宅文雄君)** 皆さん、全員協議会に引き続きご苦労さまでございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の協議事項は、1、所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」、調査報告書について、条例の素案について、2、その他でございます。

〈所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」〉

〈調査報告書について〉

**委員長(三宅文雄君)** 前回の委員会において、委員皆さん方で作っていただいた調査報告書と条例素案について検討いたしました。検討結果を反映したものを本日の検討資料として添付しておりますので、ご覧ください。

それではまず、調査報告書について、委員皆様方からご意見等がございましたら発言をお

願いいたします。

**副委員長(多賀信祥君)** 前回の委員会でご指摘をいただいた部分ですが、目次をつけました。それから、挿絵といいますか、写真、画像に関しての説明を括弧書きでしております。それから、報告書の具体的な活動について、文字と文言については変わっておりませんが、ところどころポイントになるところを太字にということで、そのようにしております。

**委員長(三宅文雄君**) ただいま副委員長からご説明をいただきましたが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

# 〈なし〉

**委員長(三宅文雄君)** それでは、調査報告書につきましては、この文面といいますか、 この内容で進めていきたいというふうに思います。

### 〈条例の素案について〉

**委員長(三宅文雄君)** それでは次に、条例の素案について検討したいと思います。 皆様方から何かご意見等がございますでしょうか。

# 〈休憩中に委員間で協議〉

**委員長(三宅文雄君)** まず初めに、前回の修正をしていただきました条例案の前文について一読していただきまして、まだ訂正したほうがええというような点がありましたら、ご報告をいただきまして、その後に委員長案、副委員長案についても協議したいというふうに思います。

それでは、各委員から前回訂正した後の条例案について発表をしていただきたいというふ うに思います。

**副委員長(多賀信祥君)** その前に、前文のところで詰まってたんで、声に出して読んで みす。その後、ご意見を伺えればと思いますので、最初から読みます。

「井原市は高級デニムの産地として知られている。元来、豊富で美しい水に恵まれていた。平野が狭く、効率的な稲作に不向きであったがために綿花の生産、藍の栽培による機織りを手掛けた歴史がある。井原デニムとは、先人のたゆまぬ努力による技術の蓄積と商品開発により今日までつないできた賜物である。私たちは、先人が夢見、あこがれ、受け継いで

きた歴史や文化に誇りを持ち、井原デニムの魅力を再発見することで新たなる文化を織りな し、また未来へと紡いでいくように取り組んでいかなければならない」ということで、これ が前回の委員会で皆さんの意見を集約したものを事務局に直していただいたものです。

**委員(細羽敏彦君)** 今、多賀副委員長が言われたように、そういうふうに前回大体修正はしたように思うんですが、それから後また次出てきたんで、どうするかなというのが私の意見です。

**委員長(三宅文雄君)** 別に個人としては、この修正案について直したほうがいいという ......

委員(細羽敏彦君) ことはないです。

**委員長(三宅文雄君)** 直したほうがいいということは別にないという理解ですね。

**委員(佐藤 豊君)** 三宅委員長の前文も柔らかく全体的になるほどなという、井原市の雰囲気を感じる文章にまとまっとるように思いますし、それから多賀副委員長のも、明確にこことこことを押さえておけばというような文章でまとめておられるんで、それぞれ甲乙つけ難い中で、今の最初の条例の前文を読ませてもらうと、そういうのをまとめたような文章に見えてしもうて、どの文章がいいのかなという中で今悩んでおります。

**副委員長(多賀信祥君)** それはなしにしてください。取りあえず。引っかかるところがあるかどうかだけ。

**委員(西田久志君)** 佐藤委員が言われてるのと同じなんですけど、条例の前文とはという定義があるのならばどうなのか分かりませんけれど、前回直して、今、副委員長が読んでくれたのは、本当にコンパクトにまとめられとるということで、僕はこれでいいのかなと思うんです。委員長、副委員長のは言うなと言われればあれなんですけど。委員長のは、いろいろできというか、ちょっとふんわりと説明が入っとるかなということで、副委員長のも、どれもどれもでいいのではないかなと思うんですけど、難しいです。

**委員(坊野公治君)** 最初の文でいいとは思うんですが、今読んでみて、引っかかると言ったらおかしいんですけど、「井原デニムとは先人のたゆまぬ努力による技術の蓄積と商品開発により今までつないできた賜物である」、「今までつないできた賜物である」という割には、ここの文面に対する根拠というか、この辺が弱いのかなという。こういうことがあってやってきました、現在までつながってますというようなところが少し足りないのかなという気はする。そこぐらいかなという感じ。それをいかに説明するかというところになるのかなとは思います。

**副委員長(多賀信祥君)** 私が引っかかったところというのが、やったこと、井原市の歴 史でいったら、デニムに関することでいうと、綿花の栽培、生産と藍の栽培と機織りなんで すけど。効率的な稲作に不向きであったがために綿花の生産、そして効率的な稲作に不向きであったがために藍の栽培と並んどるように見えたんで、ここが誤解を生まんかなという思いがあって。なので、もう一回読むと、「平野が狭く、効率的な稲作に不向きであったがために綿花の生産と藍の栽培をしました、そして機織りをしました」みたいな文章になっとるので、そこが非常に気になったのと。

先ほど、局長が言われた、豊富で美しい水に恵まれていたというところも、さっき説明したように藍の栽培に係るんであれば、最初に持ってこずに、位置を入れ替えんといけんのかなとか、その辺のところが気になっとるだけで。私自身の文章力がないので、引っかかるのは引っかかっとんですけど、皆さんが、稲作に不向きじゃったけえ藍の栽培をしたこととはこれじゃ読み取れんぞと言われるんであれば、もう全く構わんのです。綿花の生産「、」が「と」と考えたときに、今議長が言われたように、稲作に不向きな非効率な土地じゃったけえ藍の栽培をしたんじゃっていう立証は我々してない。

**委員長(三宅文雄君)** それでは、この三者の文を内容を見てみて、違っているところが、要するに……。

**副委員長(多賀信祥君)** じゃから、もう問題なければ多分皆さんで決めてもいいんじゃないかなと思う。3つ比べると多分前へ進まんので、もうこれでいいんじゃったらいいと思うんです。一意見としてここがちょっと理解がされるのが難しいんじゃないかという問題提起をした、私はそこをしたんですけど。いや、そうじゃない、これじゃったらそういうふうに読み取れると皆さんが思われるんじゃったら、このままでも構わんのかなと。3つを比べる。そこはそこで、私の案はもう消してもろうて、次、この委員長の案とこれを比べてもらうというほうが、1個ずつ消えていくんかなと。

**委員長(三宅文雄君)** ただいま副委員長のほうから提案がございましたが、委員の皆様 方から何かご意見がございますでしょうか。

だから、問題は、この前の訂正案と、それから副委員長案と私の案とで、最初から言いますと、私の案では、高級デニム「生地」ということを入れたんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。生地の産地として知られているというふうな。

#### 〈休憩中に委員間で協議〉

**副委員長(多賀信祥君)** 前回の原案を基に細かい修正をしたのを読み上げます。

「井原市は高級デニムの産地として知られている。元来、豊富で美しい水に恵まれているが、地形的には平野が狭く、効率的な稲作には不向きであったため、綿花栽培を始めた。の

ちに藍の栽培を利用しての藍染め織物を手がけ、家内工業としての機織りを地域産業として育ててきたという歴史がある。井原デニムは多くの人たちの技術の蓄積とたゆまぬ努力の結晶であり、時代に即した商品開発を推進しつつ今日までつないできた賜物である。私たちは、多くの先人が夢見、あこがれ、受け継いできた歴史や文化に誇りを持ち、井原デニムの魅力を再発見することで新たなる文化を織りなし、また未来へと紡いでいくように取り組んでいかなければならない。」

**委員長(三宅文雄君)** 休憩中に皆様方から指摘がありました件につきまして、内容を以上のように、ただいま副委員長から変更した条例案を発表していただきましたが、こういった方向で条例案の前文については進めていくということでよろしいでしょうか。

### 〈異議なし〉

委員長(三宅文雄君) それから、以下、第1条から第5条につきましては、前回に修正があったかと思いますけれども、それに基づいて作成をしておりますが、何かございましたら発表をお願いいたします。第1条から第5条の内容について、修正箇所があればお願いいたします。

次長(藤原靖和君) 第5条なんですが、個人の嗜好の尊重という名目であげられている んですが、ここで嗜好という字を辞書で調べてみたところ、食べ物、飲物、例えばたばこで あったり、口にするようなものが該当になるのかなということを調べております。

それから、嗜好の尊重ということをここへ上げる理由を知りたいなと思いまして、確認を させていただけたらと思います。

**委員長(三宅文雄君)** ただいま事務局のほうから第5条について、個人の嗜好の尊重ということで指摘をいただきましたが、この文面について委員の皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに思います。もし変えるとすれば、どういった言葉が適切かということ。

事務局案はございますでしょうか、何か。

**次長(藤原靖和君)** 事務局案はないんですが、個人的には要らないのかなと。入れるとしたら、入れる理由を知りたいなと思いまして、確認させていただければ。

**委員長(三宅文雄君)** ということは、個人の嗜好の尊重という第5条は要らないという 理解でよろしいですか。

**副委員長(多賀信祥君)** これは我々で決めればいいんですけど、もともとこれは多分字 佐市のお酒の条例、それが残っとると思います。今、事務局からも発信をしてもらいました けど、要るか要らんかですけど、これについては皆さんで意見を交換したほうがいいと思い ます。ファッションなんで、趣味とか、本人が着たい物、着たくない物、進んで愛していこうと思うということはお願いをするけど、どうしても嫌な人もいるじゃろうということもあるので、この類いのものが条例として要るかどうかというのを私自身もう一回勉強したいんですけど、そういう意味で書かれているのかなと。お酒については飲めない人もいるでしょうというところなのかなと思っていたので。何が言いたいかというと、この第5条については宇佐市さんの原文がそのまま残っとると思います。

我々がしようとするデニムを着用してもらうことについて、市民の皆さんにどのような意識を持ってもらうかというところをまた皆さんで意見を交わしたほうがいいのかなと思います。

第1条から第5条までですけど、じっくり1個ずついって終わらせていかんと、多分また 後戻りになったりもすると思うんで、全体としてざっくりやるよりは1つずついったほうが いいと思います。

**委員長(三宅文雄君)** それでは、副委員長のほうから指摘いただきましたように、再度、この案を訂正してございますので、第1条から第5条についてそれぞれ発表していきます。お手元の資料に基づいて読み上げていきます。

第1条、目的。

「この条例は、井原市の特産品の代表であるデニムを愛用することにより、その価値を再認識して誇りを持ち、市民一人一人がその魅力を広めていくことを目的とする。」ということです。

第1条についてはこれでよろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

委員長(三宅文雄君) それでは、第2条に行きます。

市の役割。

「市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 10月26日 (デニムの日) には、積極的にデニム製品を身に着けること
- (2) デニムが生産されるに至った経緯と歴史を語り継いでいくこと
- (3) 生産者の創意工夫と努力を正しく評価すること
- (4) 井原でしか生まれない価値を全国へと発信すること
- (5) その他市長が認めること」

第2条については以上でございますが、これでよろしいでしょうか。

### 〈異議なし〉

**委員長(三宅文雄君)** それでは、第3条につきまして、事業者の役割ということで、前は生産者というのが入っておりましたが、今度は事業者だけということで、事業者の役割としております。

第3条、「事業者は、井原デニムの歴史を重んじ、伝統を継承するとともに新たな挑戦に 努めるものとする。」ということにしておりますが、よろしいでしょうか。

**副委員長(多賀信祥君)** これでいいと思いますが、確認ですけど、事業者というのは、前回の委員会では織物工場さんというイメージでしたけど、デニムを取り扱うお店も事業者に含まれとんですね。皆さんそういう認識でよかったですね。それだけ確認です。

**委員長(三宅文雄君)** 第3条についてはこれでよろしいでしょうか。

### 〈異議なし〉

委員長(三宅文雄君) それでは続きまして、第4条、市民の協力。

「市民は、第2条に掲げる事項の推進に協力するよう努めるものとする。」 よろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

委員長(三宅文雄君) それでは続きまして、第5条、個人の嗜好の尊重。

「第2条に掲げる事項の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮する ものとする。」

**委員(佐藤 豊君)** さっきの嗜好ということが、口に入れるものが該当になるということ。

**委員(西田久志君)** 第2条の1から5の最後に「つけること」とか「こと」と、こういうのが命令形ではないんだろうけれど、しなさいと、市民の皆さんに言っているのかなという。だから、条例はそれぐらい言わにゃいけんのかなと。第4条に市民は第2条に掲げる事項の推進に協力するよう努めるものとする。ちょっと柔らかくなったかな。ところが、第5条でこう、俗に言う逃げ道じゃないけれど、そこまで言ようるけど、そこまでしなくてもいいよという、その人にはその人の考え方があるからということで、これは条例として要るの

かなということを考えたら、強気でいけばなくてもいいと。

ところが、これを入れとくことによって、この条例は個人個人でそれぞれの判断でええように解釈してくれよというのか。

**副委員長(多賀信祥君)** 私も、今、西田委員が言われたように、どっちがいいんか今判断できないので、持ち帰って、他市の条例とか、また今西田委員が言われたように要るのか要らないのか。なくてもいいのかなという気持ちもありますけど、この場で断定ができんので、持って帰って勉強してもよろしいですか。

第5条についてですが、モデルにした条例がこのようにされてた。ただ、対象となるものが、我々井原市議会でいうとデニムという衣服に関係するもの。モデルにしたところでいうと、地元産品の食物であったので、表現の仕方も違っていました。ただ、ファッションということで、個人に強いるのがどこまでできるのかであったりとか、デザインに関するものということで配慮が要るのであれば、似たような条文が必要なのかと思いますけど、今この場では判断がつきませんので、皆さんにも協力していただいて、次回、それぞれの意見を言い合って決定したほうがいいと思います。

**委員長(三宅文雄君)** ただいま副委員長のほうからありましたように、第5条については今回は保留して次回に検討するということで進めていってよろしいでしょうか。

# 〈異議なし〉

**委員長(三宅文雄君)** それから、今、条例の素案については検討していただきましたが、報告書の前文、後文については次回に送りたいというふうに思いますが、これでよろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

**副委員長(多賀信祥君)** 今、委員長が言われた内容で、先ほどの発言も併せますと、第 5条については皆さんもそれぞれ調べてきていただいて、考えをまとめてきていただきたい のと。

「はじめに」と「あとがき」は次回で結構ですけど、それと併せて、今日メインで議論を 交わした条文について、執行部に実際予算を伴うことを求めるのか、議会で言うだけで終わ るのかというところも皆さんで合意形成したいと思います。もし、市で取り組んでもらうよ うなことがあるようであれば、アイデアを出していただければと。それも次回お願いできれ ばと思います。

**委員長(三宅文雄君)** ただいま副委員長のほうから発表していただきましたが、今後の 進め方について、そういった方向でよろしいでしょうか。

# 〈異議なし〉

**委員長(三宅文雄君)** それでは、いろいろとご意見をいただきました。 次回の委員会のことなんですが、いつ頃がよろしいでしょうか。

# 〈次回委員会開催日について協議〉

**委員長(三宅文雄君)** 次回の委員会につきましては、11月6日金曜日の午前10時から開催したいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

# 〈異議なし〉

# 〈その他〉

〈井原市森林組合から建設水道委員会に提出された要望書の文書配付について〉

# 〈なし〉

**委員長(三宅文雄君)** 以上で建設水道委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。